

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例について

義務教育課

1 改正の理由

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、手当の支給認定の事務について引き続き市町村に移譲するため、所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 改正内容

法律の改正に伴い、県費負担教職員が市町村を異にする異動をした場合の認定事務について規定する項が移動したため、条例の規定を整備する。

(2) 条例施行日

公布の日（平成 24 年 4 月 6 日）

3 知事専決処分の理由

条例改正に急施を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、知事専決処分とした。

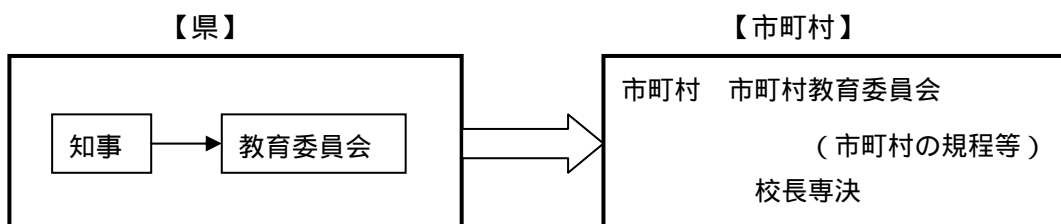
（参考）

1 児童手当の改正概要

手当名称	児童手当	子ども手当
支給期間	平成24年 4 月分以降	平成23年10月～平成24年 3 月分
根拠法	児童手当法	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
所得制限	あり 年収960万円以上（夫婦・子ども 2 人）を基準とし24年 6 月分から適用	なし
支給対象	【所得制限未満】 同 右	3 歳未満 3 歳以上小学校修了前
支給額 (月額)	【所得制限以上】 一律 5 千円 (当分の間の特例)	第 1 子・第 2 子 1 万円 第 3 子以降 1 万 5 千円 中学生 1 万円

2 児童手当、子ども手当の認定権限の状況

- (1) 法律上、知事にある権限を条例で市町村に移譲
- (2) 市町村内部の規則等により小・中学校長に委任
- (3) 校長が教職員の受給資格と額の認定を専決



長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例で移譲

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例案

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県
条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長野県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、長野県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）は、市町村が処理することとする。</p> <p>(1) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条第1項の規定による扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定</p> <p>(2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による認定</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 第17条第2項において準用する第7条第3項の規定による認定</p> <p>(3) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 第16条第2項において準用する第6条第2項の規定による認定</p> <p>(4) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 第16条第2項において準用する第6条第3項の規定による認定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により、長野県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）は、市町村が処理することとする。</p> <p>(1) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第27条第1項の規定による扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給額の決定</p> <p>(2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第17条第1項の規定により読み替えて適用される第7条第1項の規定による認定</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 第17条第2項において準用する第7条第2項の規定による認定</p> <p>(3) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 第16条第2項において準用する第6条第2項の規定による認定</p> <p>(4) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 第16条第1項の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定による認定</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 第16条第2項において準用する第6条第3項の規定による認定</p>